

岩手県収用委員会告示第16号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年9月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田町石峠第4地割	不明。ただし、15番1、16番1、17番1、19番1、19番2又は19番1地先19番2地先	不明。ただし、15番1畑、16番1畑、17番1畑、19番1田、19番2田又は19番1地先19番2地先なし	不明。ただし、15番1 1,677㎡、16番1 2,231㎡、17番1 2,917㎡、19番1 599㎡、19番2 426㎡又は19番1地先19番2地先なし	8,076.00㎡	1,253.48㎡	34.08㎡	畑、原野、田、水路	別図1に④、①、③①、②、③、④④、⑤、③④、⑤⑤及び⑥⑥として赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙1のとおり。

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別図1に②、③、④及び⑥として表示する部分の土地に関して権利を有する関係人

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
東北インテリジェント通信株式会社 代表取締役 佐久間 洋	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年9月2日

2(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田	不明。ただし、23番1、23番2、23番3	不明。ただし、23番1田、23番2田、23番	不明。ただし、23番1 446㎡、23番2 330㎡、23	10,251.33㎡	7,586.80㎡	83.87㎡	田、原野、水路、道	別図2に④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨

町石峠 第4地 割	、24番1、24 番2、24番3 、24番4、26 番1、27番、 30番6、31番 1、31番2、 31番3、32番 2、23番3地 先24番2地先 24番3地先24 番4地先30番 6地先31番1 地先31番2地 先31番3地先 、23番1地先 23番2地先又 は23番1地先 24番4地先	3 田、24番1 畑、24番2 田 、24番3 田、 24番4 田、26 番1 畑、27番 原野、30番6 田、31番1 田 、31番2 田、 31番3 田、32 番2 原野、23 番3地先24番2 地先24番3地先 24番4地先30番 6地先31番1地 先31番2地先31 番3地先 なし 、23番1地先23 番2地先 なし 又は23番1地先 24番4地先 な し	番3 312㎡、24 番1 94㎡、24番 2 829㎡、24番 3 958㎡、24番 4 968㎡、26番 1 1,041㎡、27 番 571㎡、30番 6 965㎡、31番 1 981㎡、31番 2 978㎡、31番 3 1,245㎡、32 番2 76㎡、23番 3地先24番2地先 24番3地先24番4 地先30番6地先31 番1地先31番2地 先31番3地先 な し、23番1地先23 番2地先 なし又 は23番1地先24番 4地先 なし			路 、⑩、⑳、 ㉓、㉔、㉕ 、㉖、㉗、 ㉘、㉙、㉚ 、㉛、㉜、㉝ 、㉞、㉟、 ㊱、㊲、㊳ 、㊴、㊵、 ㊶、㊷、㊸ 、㊹、㊺、 ㊻、㊼、㊽ 及び㊾とし て赤色で表 示する部分
-----------------	--	---	---	--	--	--

(4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙2のとおり。

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年9月2日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。